○法務省告示第百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表東海産業株式会社の項中「型枠施工」の下に「、建設機械施工」を加える。

○法務省告示第百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

小沢道路株式会社	茨城県古河市女沼二百八十四番地八	型枠施工
小沢道路株式会社	埼玉県久喜市久喜東二丁目三十六番二十九号	型枠施工

○法務省告示第百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月八日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

三菱重工業株式会社、三菱重工船体株式会社	一　三菱重工業株式会社の所在地　東京都港区港南二丁目十六番五号 二　三菱重工船体株式会社の所在地　長崎県長崎市香焼町百八十番地	溶接

○外務省告示第百十六号

昭和五十三年七月七日にロンドンで作成された「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月九日外務省告示第二百七十一号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
エルサルバドル共和国	平成二十四年十一月二十九日	平成二十五年三月一日
スリナム共和国	平成二十五年十二月十日	平成二十六年三月十日
ジブチ共和国	平成二十七年十月十二日	平成二十八年一月十二日

平成二十八年四月八日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十七号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年十月二日外務省告示第三百三十五号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
イスラエル国	平成二十四年十一月二十一日	平成二十五年二月二十一日
コンゴ共和国	平成二十六年五月十九日	平成二十六年八月十九日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十七年六月十八日	平成二十七年九月十八日
ケニア共和国	平成二十七年七月七日	平成二十七年十月七日
バーレーン王国	平成二十七年八月十七日	平成二十七年十一月十七日
サウジアラビア王国	平成二十七年八月七日	平成二十七年十一月七日

平成二十八年四月八日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十八号

昭和五十四年四月二十七日にハンブルクで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月十四日外務省告示第二百八十四号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
インドネシア共和国	平成二十四年八月二十四日	平成二十四年九月二十三日
ホンジュラス共和国	平成二十四年十一月二十三日	平成二十四年十二月二十三日
パナマ共和国	平成二十五年六月二十日	平成二十五年七月二十日
ジブチ共和国	平成二十七年十月十二日	平成二十七年十一月十一日

平成二十八年四月八日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百十九号

平成二十八年三月二十八日に東京で、ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジンバブエ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　平石好伸在ジンバブエ大使

ジンバブエ側　タイタス・メリスワ・ジョナサン・アブーバスツ駐日大使

平成二十八年四月八日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十号

平成二十八年三月二十八日にジブチで、道路管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　道路管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億三千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　新井辰夫在ジブチ大使

ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十八年四月八日　外務大臣　岸田　文雄